

事 務 連 絡  
平成26年12月26日

各都道府県消防防災主管課  
東京消防庁・各指定都市担当課 殿

消防庁消防・救急課

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する質疑応答について

標記のことについて、別紙のとおり取りまとめたので送付します。

なお、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨周知徹底されるようお願いします。

**【事務担当】**

消防庁 消防・救急課

警防係 坂本補佐、西羅係長、中嶋事務官

〒100-8927 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2

電 話 03-5253-7522 (直通)

F A X 03-5253-7532

E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

# 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に関する質疑応答

## 【消防力の整備指針】

### 化学消防車（第8条関係）

問1 「補正係数」は毎年見直しを行うか。

答1 毎年見直しを行う予定はないが、施設ごとの火災及び流出事故の件数の推移の状況を見ながら、必要に応じて判断することとなる。

### 救急自動車（第13条関係）

問2 今回の改正の趣旨は、「現状の整備数や救急出動件数の将来推計等を踏まえたもの」であるが、新たに必要となる台数は、今現在の必要台数という認識で正しいか。又は、将来推計等を鑑みて救急出動件数がピークを迎える平成35～36年頃に必要となる台数など、目標達成時期を想定しているのか。

答2 基本的には、今現在必要と思われる台数とするものであるが、将来的な整備も踏まえた目標にするかどうかを含め、常に高齢化の状況等を踏まえ地域の実情に応じた見直しを行う必要がある。

問3 「高齢化の状況」に関して、具体的な考え方をご教示願いたい。

答3 年齢階層別人口の救急搬送率の状況、管内人口分布等を踏まえた救急ニーズを勘案されたい。

問4 「人口10万以下の市町村にあつてはおおむね人口2万人ごとに1台を基準とし、人口10万を超える市町村にあつては5台に人口10万を超える人口についておおむね人口5万ごとに1台を加算」とあり、市町村の人口によっては、「おおむね」に係る比率が変わってくるが、想定される「おおむね」の範囲についてご教示願いたい。

〔 例：人口10万以下場合と人口50万の場合で「おおむね」の範囲は変わるのか  
人口12万の場合、5.4台を5台とするのか6台とするのか など 〕

答4 「おおむね」の範囲については、目安等を示す予定はないので地域の実情に応じて判断されたい。

問5 高齢化の状況が全国平均より進んでいない場合、救急自動車の基準台数を減らす勘案要素にすることは可能か。

答5 高齢化の状況が進んでいないことによって救急搬送人員が全国平均より少ない場合は勘案要素としうるが、その他の状況も併せて勘案されたい。

### 非常用消防用自動車等（第17条関係）

問6 非常用消防用自動車等について、この度、新たに算出数が提示されたことに伴い、具体的な車両の指定又は例示を行う予定はあるか。（非常用消防用自動車等の種類の定義）

答6 示す予定はないが、非常用消防ポンプ自動車及び非常用救急自動車以外の非常用消防用自

動車等については、第 17 条第 3 項に基づき、地域の実情に応じて配置されたい。

問 7 非常用消防用自動車等は、原則として消防署所に配備されるものであるが、署所の規模によっては、敷地内に非常用消防用自動車等を配備することが困難な場合が想定されるが、消防署所以外の場所に配備することは可能か。（例：市役所車庫、消防団詰所など）

答 7 原則として消防本部又は署所に配置するものとするが、消防本部又は署所による適切な管理がなされるのであれば暫定的に消防本部又は署所以外の場所に配備することも可能である。

問 8 今回の改正により、第 17 条第 1 項及び第 2 項において、非常用消防用自動車等の基準が具体的に示されたうえで、地域の実情に応じて配置するとなっているが、配置数を増減させる地域の実情について、具体的な基準や例示が示される予定はあるのか。

答 8 示す予定はないが、適正な配置に努められたい。

問 9 人口 30 万人以下の市町村の場合、稼働中の消防ポンプ自動車 8 台ごとに 1 台、稼働中の救急自動車 6 台ごとに 1 台とあるが、稼働中の救急自動車 8 台の場合、地域の実情に応じて非常用救急自動車 1 台で可能か。

答 9 お見込みのとおり。

問 10 稼働中の消防ポンプ自動車 4 台、稼働中の救急自動車 3 台である場合、非常用消防ポンプ自動車及び非常用救急自動車は必要となるのか。『8 台ごとに、6 台ごとに』の解釈についてご教示いただきたい。

答 10 本条は管轄人口規模ごとに一定の配置の目安を示しているものであり、各市町村の地域の実情に応じて必要な台数を配置されたい。

なお、本条の趣旨から、不測の事態が発生した場合に備え、1 台ずつは配置することが望ましいと考えられる。

問 11 本条における「稼働中の消防ポンプ自動車」の解釈は、「予備の消防ポンプ自動車を除く消防ポンプ自動車」と解してよいか。

答 11 お見込みのとおり。

問 12 消防ポンプ自動車及び救急自動車については、人口に基づき算出されるが、現有台数が人口に基づく基準数以上に配置している場合、稼働中のものと非常用のものとの振分けは、各消防本部で決めてよいか。

答 12 「消防力の整備指針」第 5 条及び第 13 条に基づき、配置された車両は稼働中の車両としてそれぞれ人員が配置されているものであり、非常用ポンプ自動車及び非常用救急自動車の台数は当該稼働中の車両の台数に基づいて地域の実情に応じて配置することとなっている。

#### 消防本部及び署所の耐震化等（第 23 条関係）

問 13 消防学校、装備工場等、平時の災害応急対策の拠点として機能していない施設についても、浸水対策等が必要であると解してよいか。

答 13 消防本部及び署所に含まれない消防学校、装備工場等は、整備指針の対象となっていない

ことから、浸水対策等の必要性の記述がないものである。

ただし、第23条第3項の「他の署所、公共施設等」として活用を想定している場合には対策をとられたい。

問14 消防活動に対する助言及び技術支援並びに災害活動に係る検証を行うため、消防本部管内で発生した特異な災害現場等に出場、震災時には本部直轄隊として管内の災害現場等に出場、さらには、消防庁長官の要請に基づき緊急消防援助隊として管外の災害現場等に出場するなど災害応急対策の拠点と考えている施設がある。

このような施設については、第23条第1項に規定する「消防本部及び署所」に含まれると解してよろしいか。

答14 消防活動に対する助言及び技術支援並びに災害活動に係る検証を行う施設そのものが即ち消防本部であると解することは困難であるが、当該施設が消防本部の機能の一部を担っていると判断されるのであれば、消防本部の施設と解して差し支えない。

問15 第23条第3項の消防庁舎の代替施設について、細目事項等を定めた通知は発出されるのか。

答15 通知を発出する予定はない。

問16 すべての消防庁舎について計画を定めるべきなのか。

答16 本条は、消防本部及び署所については、あらかじめ計画を定めることとしている。

問17 計画を定める場合、どのような機能（基準）が要求され、どのような事項を定めるべきなのか。また、どのような計画（地域防災計画、緊急援助隊受援計画、業務継続計画等）で定められるべきなのか。

答17 災害時において災害応急対策の拠点としての機能が要求されている。計画内容及び計画の進め方については、各消防本部の実情に応じて策定されたい。

問18 第23条第3項について、消防庁から消防本部に対して、「他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画」の参考例又はすでに策定している本部の計画を例示として示す予定はあるのか。

答18 現在のところ示す予定はないが、要望があれば検討することとしたい。

問19 十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るように整備するとは、具体的な数値目標や整備施工基準等は、各消防本部が想定している地震規模、被害状況等を参考に整備すると解してよいか。

答19 お見込みのとおり。

問20 本部機能を代替する計画においては、通信指令システム等の代替を整備することを計画に盛り込むことが必要か。

答20 各消防本部において通信指令システム等の代替を整備することが可能である場合は盛り込むことが望ましい。

## 救急隊の隊員（第 28 条関係）

問 21 「救急業務の対象となる事案が特に多い地域」とは具体的にどのような地域を指すのか。また、「救急隊員の適正な労務管理の確保に係る検討について」（平成 17 年 10 月 7 日付け消防消第 205 号消防救第 239 号）の対応方策「2 客観的な基準に基づく交替」により消防本部が検討することとされている基準を上回る地域は含まれると理解してよいのか。

答 21 前段については、救急事案及び搬送件数等各市町村により置かれている状況が異なることから、一律に示すことは困難である。

後段については、通知に示しているのは例示であり、各消防本部の救急隊の出動件数等から判断されたい。

問 22 救急隊の隊員の配置基準として、救急隊の隊員の代替要員となる職員の基準はあるのか。

答 22 救急隊の隊員の代替要員となる職員は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 44 条第 3 項各号に定める消防職員をもって充てる必要があるが、それ以外の配置基準について、各消防本部で定める基準等に留意されたい。

問 23 地域の実情に応じて代替要員を確保する際の指標として出動件数・時間外勤務時間・走行距離等を示すことができないか。

勤務体制や稼働台数、人口による出動件数等の違いもあるが、ガイドライン等があれば運用上スムーズに対応できると思われる。

答 23 各消防本部により実態が異なるため、全国一律の基準を示すことは考えていない。

問 24 救急隊員の代替要員については、「救急隊員の適正な労務管理の確保に係る検討について」（平成 17 年 10 月 7 日付け消防消第 205 号消防救第 239 号）の内容を反映させたものと解してよいのか。

答 24 「救急隊員の適正な労務管理の確保に係る検討について」（平成 17 年 10 月 7 日付け消防消第 205 号消防救第 239 号）の内容だけではなく、近年の救急需要の増大に伴い救急隊 1 隊あたりの出動件数が増加するなど、救急隊員の取り巻く環境が厳しくなっている状況を踏まえた改正である。

なお、「救急業務実施基準の一部改正について」（平成 26 年 10 月 31 日付け消防救第 186 号）を併せて参照されたい。

問 25 救急隊の代替要員については、同じ消防庁舎で勤務する消防隊員等を充てることで差し支えないか。

答 25 お見込みのとおり。

なお、代替要員にあつては同一庁舎内に勤務する者に限るものではなく、消防隊員が救急隊員と交替する際には、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 44 条第 3 項各号に定める消防職員をもって充てなければならないことに留意されたい。

問 26 第 28 条第 2 項が新設されたが、救急隊員の代替要員は、必ず専任の代替要員を配置しなければならないのか。

答 26 代替要員の確保にあつては、必ず専任の代替要員を配置しなければならないというもので

はなく、各消防本部の実情に応じて対応されたい。

問 27 救急救命士の知識・技術の水準を維持するための研修に要する人員を確保することが難しいため、消防力の整備指針の中で研修要員の必要性を示していただきたい。

答 27 第 34 条第 1 項に規定する「教育訓練の日数等を勘案し」をもって消防職員の総数を算出することで必要な人員確保を行われたい。

#### 通信員 (31 条関係)

問 28 通信員を一時的に減ずることができることとしたことの意図は何か。

答 28 通信指令管制業務に従事する人員については、原則 2 名とするものであるが、災害対応等緊急の場合やその他やむを得ない場合に限り、通信員を一時的に減ずることができることとしたものである。

問 29 平成 27 年度に実施される「消防施設整備計画実態調査」の「記入要領」等の中で、消防指令業務の共同運用を行っている消防本部における通信員の算定方法について、その考え方を示していただけるのか。

答 29 消防施設整備計画実態調査の記入要領において示す予定である。

問 30 改正前の基準は年間の通報件数から数値指標が考えられていたが、今回の改正ではそういった考え方はあるのか。

答 30 今回の改正では基本的な考え方は変えずに、管轄人口 30 万を超える部分の算出基準について見直したものである。

問 31 平成 24 年度消防施設整備計画実態調査において、管轄人口規模が大きな消防本部ほど自ら指針に基づく基準数を大きく減じていることが今回の基準改正の根拠となっているようだが、そもそも、管轄人口約 30 万人の消防本部で、「通信施設の機能等により効率的な対応が可能な場合」という基準によって通信員の総数を減らすことは可能か。

逐条問答においては「119 番通報の発信場所等が自動的に表示される等」といった機能が示されているが、これについては、常に 119 番受付が重複しているような状況でなければ、指令までの時間短縮は図れても通信員の総数を減じることはできない。基準となっている管轄人口が 30 万人という点から考えれば、119 番通報が重複するとは考えられないが、なにか他の機能によって総員を減ずることが可能と考えているのか。

具体的にどういった機能によって、どの程度通信員の数を減じることができると考えているのか示されたい。

答 31 今回の改正は、相対的に管轄人口 30 万以上の消防本部においては、一般に人口に基づく改正前の基準数よりも少ない人員で運用する体制を確保できていることから、管轄人口 30 万を超える部分の算出基準について見直したものである。

ただし、人口規模を問わず、通信員を人口に基づく基準数以上に配置することが必要な地域や基準数未満の配置で運用可能な地域もあると考えられることから、通信指令体制、119 番通報の受信件数等、地域の実情により総数を増減できることとしたものである。

問 32 通信員の総数を考える上で、管轄人口約 30 万人の消防本部の通報件数は 2 万～3 万件程度であり、1 日の通報件数は 100 件以下、1 時間では 4 件程度となり、通報件数という要素よりも夜間勤務者の確保という交替制勤務実施体制の要素が大きいと考えられる。

通信員の総数を減じることで、少ない人員で長時間の夜間勤務を実施しなければならないが、実態に合わせて基準を改正することは目標とすべき消防力の整備水準を示す指針の趣旨に反すると考えるがいかがか。

答 32 通信指令体制等を勘案し、各市町村に必要な通信員の数を確保されるよう努められたい。

#### 消防本部及び署所の予防要員（第 32 条関係）

問 33 「火災予防に関する事務執行体制を勘案した数」について、従来「消防力の整備指針に関する質疑応答について」（平成 17 年 8 月 31 日付消防消第 183 号消防庁消防・救急課長通知）示されていた質疑応答の内容は今後も参考としてよいのか。

答 33 今回、予防要員の算定基準を変更し、人口 10 万人における予防要員を全体で 15 人から 17 人に増員するなど、標準団体における予防事務に要する人員数を見直していることに留意し、予防要員数を算定されたい。

問 34 整備指針の改正で予防事務に要する人員を 2 名増員しているが、改正により増員した 2 名分は交替制勤務職員の兼務を増やすという趣旨と考えて良いか。

答 34 予防要員については、違反對象物に係る公表制度などの新たな制度の開始や早期に違反是正、違反処理を行うことが求められるなど予防業務の高度化、専門化が進んでいる現状において、専従員の確保は必要である。一方で、今回併せて、交替制により勤務する職員が、予防要員を兼務することも有効な人材育成方策であるため、兼務できる交替制職員の業務範囲を拡大したところである。いずれにしろ、兼務職員であっても、予防技術資格者等必要な知識・技術を有している者を配置することが必要である。

#### 兼務の基準（第 33 条関係）

問 35 兼務の範囲について、「一戸建て住宅の防火指導業務」に加え、「共同住宅に対する防火指導業務」と「共同住宅への立入検査業務」が加えられたが、今回の改正内容では各消防本部で行われている兼務の実態との乖離が埋められないのではないのか。

答 35 予防業務の重要性、高度な専門性を鑑み、専従の予防要員の確保に努められたい。

問 36 特定防火対象物の立入検査において交替制勤務の職員が従事することができると理解してよいか。

答 36 交替制勤務の職員が特定防火対象物の立入検査業務に従事することを否定するものではない。

なお、予防要員の数を算出する上で、特定防火対象物の数に応じて必要となる予防要員の数を交替制職員の兼務によって充てることは認められないことから、必要な専従の予防要員を確保するよう努められたい。

問 37 兼務する隊員に救急隊員を含めることはできないのか。

答 37 消防力の整備指針上の警防要員は、指揮隊員、消防隊員、救助隊員及び救急隊員を指し、

兼務する隊員に救急隊員を充てることは可能である。

問 38 本条第 4 項第 2 号に規定する「予防査察科を修了した者又は同等以上の知識及び技術を有すると認められる者」とあるが、この同等以上の知識及び技術を有すると認められる者の具体的な内容は示されるのか。

答 38 各消防本部において判断されたい。

#### 消防本部及び署所の消防職員の総数（第 34 条関係）

問 39 改正前の整備指針において、消防職員の総数が基準を満たしていない場合、今回の改正において救急自動車の基準台数等を引き上げたことにより、改正後の指針における消防職員の総数の基準を満たさない状況が長期にわたり続くことになる可能性もある。指針における基準を満たさない状態が継続することが地域の実情に応じたものとして許容されるものであるのか、改正後の指針の基準を満たすことを目標として整備に取り組みなくてはならないものであるのかご教示願いたい。

答 39 消防力の整備指針は、第 1 条に各市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものであり、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備すると定められている。このことから、改正後の基準を目標として整備に努めていただく必要がある。

#### 消防団の設置（第 35 条関係）

問 40 複数の市町村を広域的に管轄している消防団については、改正後の整備指針の規定に合致しているといえるのか。

答 40 地方自治法第 292 条の規定により、市町村が構成する組合については、市に関する規定を準用するとされていることから、当該市町村は基準に合致しているものである。

#### 消防団の業務及び人員の総数（第 36 条関係）

問 41 消防団の人員の総数の算定において、必要な人員を算定するための算出方法を示す予定はあるのか。

また、検討会報告書に平成 27 年度消防施設整備計画実態調査までに地方交付税において措置されている消防団員数を示す旨が記載されているが、その点についてはいかがか。

答 41 具体的な算出方法を示す予定はない。

後段については、普通交付税により措置されている消防団員数は、貴団体（市町村）の財政担当部局に確認されたい。（なお、現在、特別交付税算定のため「消防団活動に要する経費に関する調」を実施しているところ、当該調の記入票（②B 欄）により当該消防団員数は算定可能となっている。）

しかしながら、当該普通交付税上の消防団員数は、人口規模のみに応じて算出されるものであり、整備指針上の消防団員数は各市町村の人口密度、地理的特性、歴史的背景等も踏まえて検討されるべきものである。したがって、条例定数や実員数が当該普通交付税上の消防団員数を下回っている市町村においては、これを一つの目安としつつ、整備指針上の消防団員数を検討することが期待される。一方、当該普通交付税上の消防団員数をもとに条例定数や実員数を単純に引き下げることは厳に慎む必要がある。



問 42 消防団員の総数について具体的な数値については、改正後は定めなくてもよいのか。

答 42 地域の実情に応じて業務を円滑に遂行するために必要な人員を算定し、市町村に必要な消防団員の総数を定める必要がある。

問 43 「総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。」とあるが、「地域の実情」とは具体的にどのようなものか。

答 43 他の地域からの応援が困難な山間部地域や離島地域など市町村の地理的特性、また、火山災害、林野火災、豪雪、水害、津波、土砂災害等地域固有の事情に起因する災害への対策の必要性等が想定される。

問 44 消防団の業務及び人員の総数について、平成 16 年 12 月 28 日付け、消防審議会の答申内容には、「通常火災に対応するために必要な団員数の基準」として、消防団が管理する消防ポンプ自動車等の操作に必要な人員（消防ポンプ自動車 1 台につき 5 人、手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ 1 台につき 4 人）の 3 倍（災害発生時の団員の災害現場への参集率を考慮）の数とすべきである。」とあるが、これは今後も有効として、必要な団員数を算定するための参考としてよいのか。

答 44 平成 16 年の消防審議会の答申は、「消防力の整備指針」の平成 17 年改正に向けたものであり、当時の消防審議会における議論では「通常の火災に対応するために必要な団員数は消防団員の参集率を考慮して消防ポンプ自動車等の操作に必要な人員の 3 倍の数」と、「大規模災害時に対応するために必要な団員数」を合算するとの考え方が示された。しかしながら、実際の平成 17 年改正の際には、前者の参集率を考慮した消防団員数は大規模災害時に対応するための消防団員で兼ねることができるとの考え方が示された。しかしながら、実際の平成 17 年改正の際には、前者の参集率を考慮した消防団員数は大規模災害時に対応するための消防団員で兼ねることができるとの考え方が示された。しかしながら、実際の平成 17 年改正の際には、前者の参集率を考慮した消防団員数は大規模災害時に対応するための消防団員で兼ねることができるとの考え方が示された。

一方、今回の整備指針の改正に際し、消防団をめぐる地域における実情が多様であり、これまでのように動力消防ポンプの種類や小学校区内の可住地面積による画一的な基準を基に算定することは困難であることから、個々の市町村の消防団員数は、市町村の条例定数や地域性、歴史的背景などの地域における実情を踏まえて必要と認める消防団員を算出するところであり、この考え方が基本となる。

問 45 総数について「必要な数」を算出するため、改正前の指針における動力ポンプの種類や可住地面積による算定方法を用いても差し支えないか。

答 45 今回の改正の趣旨は、改正前の算出方法により消防団員数を算出した場合、実態にそぐわない消防団員数が算出される可能性があることから、機械的に算出するのではなく、業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数としたところであるが、改正前の算出方法により算出した消防団員数が、地域の実情を踏まえた上で、市町村において適正な算定方法と判断されるのであれば、それを妨げるものではない。

問 46 消防団において、動力消防ポンプ等を運用するために必要な人員を算出する場合、消防職員の算出方法と同様に求めるべきか。

答 46 お見込みのとおり。

## 【消防水利の基準】

### 目的（第1条関係）

問 47 市町村の消防に必要な「最少限度」という表現から、「市町村の消防に必要な水利の基準を定めるもの」という表現に改められるが、改正に伴い、消防本部において新たに事務上配慮すべき事項は何か。

答 47 今回の目的の改正から、消防本部に新たに発生する事務は想定していないが、第4条第4項の新設に伴い、消防水利の整備を所掌している消防本部においては、耐震性を有する消防水利の計画的な整備が求められる。

### 消防水利の配置（第4条関係）

問 48 「最少限度の」という文言が削除されたことにより、都市計画法に基づく開発行為について、（実情に応じて）消防水利の基準を下回る水利整備での実施が可能となると解してよいか。

答 48 解せない。

都市計画法との適用関係については、従前と同様と解する。

問 49 「耐震性を有する消防水利」について、防火水槽については耐震性の基準が定められているが、消火栓についての耐震性に係る基準等はあるのか。

答 49 消火栓そのものの耐震性の基準は定められていないが、水道施設の耐震性の基準については、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年2月23日厚生省令第15号）により定められている。

問 50 消防水利を配置するにあたって、「耐震性を有するもの」とあるが、水道施設が耐震化されている場合は消火栓も含まれるのか。

また、既存の防火水槽等について、耐震性を有するか否かの判定はどのようにすべきか。

答 50 水道施設の全てが耐震化されている場合は、お見込みのとおり。

後段については、耐震診断を実施するなど、各市町村で判断されたい。

## 【その他財政関係】

問 51 整備指針の基準を満たさない状況が長期的に続いた場合、本部名等を公表するのか。また、補助金を減らす対象となるのか。

答 51 整備指針の基準を満たさない消防本部についてのみ公表するという事は考えていないが、今後、調査についてはその結果を消防本部ごとに公表することは検討している。整備指針の基準を満たしていない消防本部については、基準を目標として整備に努められたい。

緊急消防援助隊設備整備費補助金は配分方針に基づき配分されるものである。

問 52 今回の改正により、標準団体財政規模が増強されること（救急自動車1台増、予防要員2人増員など）となる見込みであるが、消防費に係る基準財政需要額の算定式における「単位費用」についても、併せて増額となるのか。

答 52 消防力の整備指針は適正な消防力を確保するための指針であるのに対し、単位費用は標準的

な地方公共団体において、合理的かつ妥当な水準により行われる行政に要する経費を基礎として決定されるものである。したがって、今回の消防力の整備指針の改正により車両等が増強されることと単位費用の内容は必ずしも直接的にリンクするものではない。

問 53 今回の改正により、耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて、計画的に配置していくこととなるが、国庫補助制度として、耐震性貯水槽基準額の増額はあるのか。また、同じく国庫補助制度としての、防火水槽（林野分）の位置付けはどうなるのか。

答 53 耐震性貯水槽の補助基準額は実情を踏まえて設定しているところであり、今回の消防力の整備指針の改正に伴い増額されるものではない。また、防火水槽（林野分）についても同様であり、補助の対象となることに変わりはない。

問 54 改正後は「耐震性を有する消防水利を、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする」とあるが、消防防災施設整備費補助金を要望しても補助金が交付されないことがある。

本基準に「耐震性」と書かれる以上、今後は要望した全ての団体に補助金が交付されるよう配慮はされるのか。

答 54 消防防災施設整備費補助金は、その時点において最も優先的に国費を用いて消防防災施設の整備を促進する必要がある地方公共団体に配分されるものである。したがって、耐震性を有する消防水利施設について要望したとしても、必ずしも消防防災施設整備費補助金が配分されることになるものではない。